

議員提出第 14 号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 11 月 25 日

提出者

議会運営委員会委員長 池 田 一

(別紙)

## 議員提出第 14 号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を  
改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成  
14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部  
を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定  
は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。